

# 議会運営委員会記録

1. 期　　日　　令和 7 年 6 月 6 日(金)　　開会 9 時 00 分  
　　　　　　　　開会 9 時 14 分
2. 場　　所　　第 1 委員会室
3. 議　　題　　①一般質問の取り扱い等について  
　　　　　　　　②その他
4. 出席者　　根岸委員長、古谷副委員長、岡田委員、羽根委員、小笠原委員、  
　　　　　　　　松崎委員、浜井委員、善波委員、前田議長
- 傍聴議員　　3 名  
　　　　　　一般傍聴者　0 名

## 5. 経　　過

議長あいさつ

---

### ① 一般質問の取り扱い等について

委員長

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。では本日の議題は、一般質問の通告でございます。皆さまのお手元に配付されているとおりですので、ご確認をお願いいたします。11名、15件の通告がなされております。すでに議事日程にあるように、12日と13日の2日間で一般質問をしていただきます。通告が11名、15件です。第1日目は6名、8件。第2日目は5名、7件でよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。それでは確認をいたします。第1日目は、一石議員、羽根議員2件、岡田議員、古谷議員、渡辺議員が2件、野地議員の6名8件。第2日目は、大沼議員2件、浜井議員、小林議員、松崎議員、小笠原議員が2件の5名、7件とさせていただきます。

---

### ②その他

委員長

それでは、②その他についてです。お手元に2枚の資料が配付されていると思います。本会議におけるスライド資料についてと特定事件の継続調査についてです。まず本会議におけるスライド、画像データの使用についてです。事務局長より説明お願いいいたします。

事務局長

前回の議運で協議いただきました内容を整理させていただいて、ここに示させていただきました。今回これを決定していただいて、最終日の全協で報告していただくという形でお願いしたいと思います。裏面の方に新旧対照表という形で表示させていただきましたので、それについてご確認いただきたいと思います。

1番目のところは、試行というように旧ではなっていたので、これを取って、議員はスライド画像データを一般質問において使用することができると変えさせていただきました。2番のところは文言の整理で、全て同じようなスライド画像データという文言に変えさせていただきました。3番目は今申し上げたものと、あと会議録は収録しないとなっていたものを収録すると変えさせていただきました。6番のところが、こちらの方は会議録を収録させていただいたということになりましたので、動画であるとか、音声とかは入れない方がよいだろうということで、これは今まで皆さんに、議員全員の同意を得ていないところなんですかけれども、今回新たにそれを加えさせていただいたという内容になっています。8番目のところは旧の方でわかりづらい表現だというご意見がありましたので、3件以上の場合は10枚以内とするというところスライドの枚数については、質問件数が複数の場合は、件数にかかわらず10枚以内とするという形に変えさせていただきました。9番のところは3日前というところがあったんですけれども、現状では、事務局が指定して手話通訳への資料提供を配慮した日時に出していただいているということになりましたので、余計な部分で3日前という内容は削除させていただいているという内容です。11番目のところは、今までなかったのですけれども、なかなか資機材の関係とか、環境の関係で難しいのですけれども、執行者においても、スライドデータを一般質問の答弁の他、総括質疑であるとか、議案の提案時に使用ができるという文言を加えさせていただいたという内容です。以上です。

委員長

ありがとうございました。今局長から説明があったとおりでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

では、ご異議なしとなりましたので、このように進めさせていただきます。

浜井

確認してもよろしいですか。今、こちらで示されたスライド使用についてということですけども。これは今定例会から、この内容ということですか。先ほど最終日の議運で諮ってと

いうような発言がありまして、そこを確認させてください。

事務局長

こちらの方は 6 番のところの動画の部分ですね。会議録の閲覧を考慮し、スライド画像データには動画、PowerPoint、アニメーション機能等を含むという部分は、今まで議論をされていなかった部分なんですね。その部分は、今まで議論されていなくて、他の部分が議論されていて、こちらの方の本会議におけるスライド画像データの使用について、この文章にまだ記載がされてなかったという内容でしたけれども、今の部分以外は皆さんご承知の上で運用されていたという内容なんですけど、この 6 番の画像、動画については、皆さんが承知していない中で、今ここでの提案なので、この部分以外については今まで通りの運用で、この 6 月定例会を行うんですけれども、この動画については、もしあった場合は、今回の場合は可能というような内容にもなっていると。ですので、この 6 番を今度の全協で確認していただいて、皆さん同意が得られたならば、次の 9 月の定例会からは、全体をすべて網羅した上で運用させていただくということで、お願いしたいという内容です。

委員長

よろしいですか。

小笠原

ルールの実施状況というか、実施する、しないときにいろいろ迷うところがあると思うんですけども、いろいろなルールをもう決めて、次はこうなるってわかっている場合は、やはりそれを配慮して各議員が常識的に判断して、なるべく 6 番に沿った動きをしていただきたいというように私は思います。規制はできませんけれども、お願いはできると思いますので、やはりそこのところちょっと確認しておいたほうがよろしいんじゃないかと私は思います。以上です。

事務局長

動画スライドデータについては、昨日の正午までで、提出を締め切らせていただいている状況でございまして、その内容確認させていただくと、今回動画であるとか、パワーポイントのアニメーション機能を使われているという方はいらっしゃらないという現状ですので、大丈夫だと思います。

委員長

では、議運の議運としては、この内容で了承いただいたということで、進めさせていただきます。それでは次に、特定事件の継続調査についてです。これにつきましても局長から説明をお願いいたします。

事務局長

特定事件の継続調査についてということで、こちら定例会の最終日に継続調査があつていつも報告していただいているという内容で、令和 7 年第 1 回定例会からという形で変えさ

せていただいているということで、今回、第2回で初めての継続調査が発生するということで、やり方については説明させていただきたいと思います。今まででは継続調査ということで、1つの日程で委員長からの報告と、継続調査を諮っていただいたんですけども、今回からは経過報告と、あと継続調査を諮るということを2つに分けさせていただくという形になります。それで経過報告、ここでは○○委員会、総務建設経済常任委員会中間報告についてというような議題、日程になっていくんですけども。それぞれ、それについては、委員会ごとに報告をしていただくという形になり、継続調査を諮る場合は、こちらの一番下に表があるんですけども。こちらを作成して皆さんに机上配布して、議長はこのお手元に配付している閉会中の特定事件の調査についての申し出一覧表の通り、各委員長より閉会中の継続調査申し出が出されていますので、これのとおり継続調査することにご異議ございませんかという形で、簡易採決していただいて、皆さん異議なしということでしたらば、そのように決するという形にさせていただくということでございます。ですので、今回からは2つに分かれますので、経過報告、委員長が報告するという場合は、定例会中の委員会の中で経過報告もしていく以上ということを委員会内で諮っていただいた上で、このように報告をしていただくと。この中間報告というのは、義務ではないので、毎回毎回やる必要はなくて、必要に応じてやっていただくということでございますので、この報告については各委員会で判断していただいて、やっていただくと。やる場合は議長に申していただく形にしていただきたいと思います。内容は以上になります。

委員長

ご質問のある方はいますか。

浜井

例えば順番で言うと中間報告が先ということになろうかと思いますけれども、これは申し出によって行うということありますが。通常最終日にこれを行うということですけども、いつまでにこれを議長に申し出をするとかという、その辺の時系列の部分は何日前までとか何かそういうルールはあるのでしょうか。

事務局長

基本的には委員会で決めていただくので、今回で言えば、6月9日に委員会が開かれて、そこで協議して決定していただいて、それを直ちに基本的には議長に申し出ていただくという形なので、基本的には最終日前までにそれをやっていただければ、手続き上、間に合うという形になります。基本的には定例会中の委員会でやりますよって決定していただいて、報告していただければいい。基本的には申出書というのを作るという形ですけれども、それは事務局と相談していただい

て、作るような形になりますので、それを議長に提出するというていをとらせていただきます。

委員長

他の方ございませんか。他の方がないようでしたら、今回からこのやり方を採用させていただくということで、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

では、そのようにさせていただきます。委員長の皆さま方もよろしくお願ひいたします。それではその他 2 件につきましては終わりとなりました。他にご意見等、あれば挙手をお願いいたします。

(「なし」との声あり)

委員長

ないようですので、議会運営委員会を閉会といたします。

閉会 9 時 14 分